

## 天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要等について

平成30年10月12日  
天皇陛下の御退位及び  
皇太子殿下の御即位に伴う  
式典委員会決定

天皇陛下御在位三十年記念式典の次第概要等については、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 次第

式典の次第は、別紙1のとおりとする。

#### 2 参列者推薦基準

式典の参列者推薦基準は、別紙2のとおりとする。

#### 3 祝意奉表

各府省においては、式典当日国旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社、その他一般においても国旗を掲揚するよう協力方を要望するものとする。

#### 4 慶祝行事等

天皇陛下御在位三十年を記念して、各府省において慶祝行事等を行う。

#### 5 その他

式典の細目は、内閣総理大臣が定める。

別紙 1

天皇陛下御在位三十年記念式典次第

天皇皇后両陛下御臨席  
開式の辞  
国歌斉唱  
内閣総理大臣式辞  
祝辞（衆議院議長）  
〃（参議院議長）  
〃（最高裁判所長官）  
〃（在本邦外交団団長）  
国民代表の辞  
御製及び御歌朗読  
記念演奏  
天皇陛下のおことば  
万歳三唱  
閉式の辞  
天皇皇后両陛下御退席

〔 記念式典は、午後 2 時（天皇皇后両陛下御臨席）に始まり、おおむね午後 3 時（天皇皇后両陛下御退席）に終わる。（予定） 〕

## 別紙2

### 天皇陛下御在位三十年記念式典参列者推薦基準

#### 1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長、副議長
- (2) 国会議員（衆・参両院議長・副議長、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官を除く。）
- (3) その他の職員の中で参列するにふさわしい者

#### 2 行政機関

- (1) 国务大臣
- (2) 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官
- (3) 事務次官等及びその他の職員の中で参列するにふさわしい者

#### 3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官
- (2) 最高裁判所判事
- (3) その他の職員の中で参列するにふさわしい者

#### 4 元内閣総理大臣等

元内閣総理大臣、元衆・参両院議長及び元最高裁判所長官

#### 5 地方公共団体

- (1) 都道府県知事及び同議会議長
- (2) 政令指定都市の長及び同議会議長
- (3) 全国市長会会長及び副会長並びに全国市議会議長会会長及び副会長
- (4) 全国町村会会長及び副会長並びに全国町村議会議長会会長及び副会長

#### 6 外交関係

駐日外国大使等

#### 7 報道関係

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国報道関係等の代表

#### 8 民間関係

- (1) 各界において代表的立場にある者
- (2) 前記(1)以外の者で、次のいずれかに該当するもの
  - ① 文化勲章その他の勲章受章者、文化功労者、その他各種の賞を受賞した者
  - ② 研究等で顕著な業績を挙げた者
  - ③ 技術、技能、芸術、文化、スポーツ等の各分野で顕著な業績を挙げた者
  - ④ 産業、経済等の各分野で顕著な業績を挙げた者
  - ⑤ 社会教育、社会福祉、更生関係の各分野で貢献のあった者
  - ⑥ 国際親善の増進等に貢献のあった者
  - ⑦ その他招待するにふさわしい者